

札幌市 2014.5.25

【別紙】

1 札幌市の準備状況について

- (1) 担当課はどこでしょうか。

総務局情報化推進部 IT 推進課（制度、全体調整担当）及び情報システム課（システム開発、改修担当）です。

- (2) 番号制度への市民の不安をどのように把握していますか。

札幌市においては、来庁によるご相談や、コールセンターへのお問い合わせ、ホームページを通じたインターネットによるお問い合わせなど様々な手段により、市民の皆様から広くご意見を承っており、そうしたルートを通じてご意見の把握に努めています。

- (3) 既存システムに対する番号制度の影響度調査をいつどのように行いましたか。

平成 25 年 9 月に、庁内各部局に対して文書により照会を行い、影響を受ける事務、システムの把握、とりまとめを実施しました。

- (4) 準備にあたって課題、問題になっていることはありますか。

また、道、国に対する疑義照会など（されていればその内容と回答）。

国が示した稼働時期までにシステム改修などを確実に実施する必要があり、限られた期間で効率的にこれらに取り組まなければならない点が課題であると認識しています。

国に対しては、システム改修に伴う補助制度の事務手続きについて問い合わせを行いました。

- (5) 中間サーバー契約の遅れ、政省令の遅れの影響はありますか。

現段階では大きな影響は生じていませんが、今後のスケジュールが厳しくなることについては懸念しています。

- (6) 当初のスケジュールどおりの実施は可能でしょうか。（現段階での実施予定時期）

現段階では、予定された時期の稼働を目指して準備に取り組んでいます。

- (7) 国、北海道からは、いつ、どのような説明をうけていますか。（その資料の公開はできますか）

平成 25 年 5 月の関係法成立以降、現在までに、国や道が開催する説明会が複数回開催されたほか、通知文などにより、隨時、資料の提供や説明を受けています。主な内容としては、制度の概要、システム対応、地方自治体で必要な対応等についてです。

なお、これらの資料については、内閣官房の社会保障・税番号制度ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）でも公開されています。

- (8) 市民に対する広報の時期と内容を示してください。

現段階では時期や内容などの詳細は未定です。

2 経費、予算、コストについて

- (1) 予算要求の予定（2014 年度、2015 年度）、既存住基システム、税務システム改修の予定。

平成 26 年度、27 年度とも、番号制度に対応するためシステム改修に必要な予算を計上または要求する方針です。なお、システム改修に対する国の補助制度の詳細などを踏まえて予算計上する必要があるため、平成 26 年度当初予算への番号制度関係システム改修予算の計上は見送っています。（今後、補正予算などで年度途中に対応することを検討中です。）

既存住基システムは平成 26～27 年度にかけて、税務システムは平成 26～28 年度にかけて、

番号制度に対応するための必要な改修を実施します。

- (2) 2014年度番号関連予算の内容、国費か市費かの内訳。

(1) お答えしたとおり、国による補助制度を活用することを前提として、現在、詳細を調査しているため、現時点では予算の内容、国費と市費の内訳などは具体的にお示しすることができません。

- (3) 番号制度導入にかかるコストの見込みと導入後の年間ランニングコストの想定費用はいくらですか。

現在、見積もり、積算等を行っているところであります、現段階では費用を具体的にお示しすることができません。

### 3 情報連携システムの準備について

- (1) 中間サーバーの設置計画、費用など。

地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバー・プラットフォームを活用する方向で検討しています。なお、同プラットフォームを活用する場合の費用については、今後、国から示される予定です。

- (2) 中間サーバーにはどのような住民情報を記録しますか。

中間サーバーには、法に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて他の機関に提供する可能性のある住民情報の副本が記録されます。

なお、中間サーバーのソフトウェアは国が開発したものを使用することとされており、すべての自治体で同一のソフトウェアを使用します。

- (3) 総務省は中間サーバーの全国2ヶ所への共同化集約化を示しているが、これを利用しますか。

利用する方向で検討しています。

- (4) システム開発にあたり、委託業者が再委託することを認めますか。

札幌市との契約に基づき、札幌市の承認を得た場合に限り再委託を認めます。

### 4 自治体の独自利用について

- (1) 個人番号で庁内連携や外部連携を行う予定がありますか。

それぞれ連携を行なう部門や対象はなんですか。

札幌市では、法で定められた必須事項に対応するためのシステム改修から取り組む方針であり、当面、連携範囲は法定のものに限られると見込んでいます。

個人番号を活用した独自の庁内、外部連携については、実施の有無を含め、今後検討します。

- (2) 個人番号カードのIC領域の独自利用の予定がありますか。

実施の有無を含め、今後検討します。

- (3) 独自利用について、どこでどのように検討していきますか。

各事務の所管部局において、市民サービス向上や行政改革などの観点から、それぞれ実施するかどうかを検討します。

- (4) マイポータルのブッシュ型サービス等の利用を考えていますか。

実施の有無を含め、今後検討します。

## 5 市民、札幌市にとってのメリットについて

- (1) 番号制度により、札幌市および住民の負担が軽減する事務はなんですか。

申請時の添付書類の省略、外部機関への照会の迅速化、転記、照合作業の軽減、職員の入力ミス等の防止などの効果が見込まれます。

- (2) 負担軽減に伴う市の経費削減額の見込み額はいくらですか。

現段階では試算を行っていません。

- (3) 番号制度を利用しなければ実現できない事務はなんですか。

現在、文書などにより行っている外部機関（他の自治体等）が保有する情報の照会については、番号制度において整備される情報提供ネットワークシステムを活用することにより、迅速かつ確実な情報の照会が可能になります。

- (4) 情報連携によるメリットとされているものは、庁内連携で実現できるとは考えられませんか。

札幌市以外の外部機関（他の自治体等）が保有する情報の迅速、確実な照会については、庁内連携のみでは実現は困難と考えられます。

## 6 個人番号カードについて

- (1) 個人番号カードの作成を地方公共団体情報システム機構に委託しますか。

現在国が示している案では、すべての市町村が個人番号カードの発行を地方公共団体情報システム機構へ委託することが想定されています。

- (2) 個人番号カードの成りすまし不正取得はどのように防止しますか。

現在国が示している案では、カード交付時に本人確認書類の提示による本人確認を行うほか、代理人による受領を認める場合を限定する（障がいなどで外出困難な場合等）こととされています。

- (3) 今までに住基カードの成りすまし取得や偽造はありましたか。（時期と件数）

札幌市におきましては、これまでに15件の不正取得を把握しています。

（平成16年：2件、平成17年：1件、平成18年：3件、平成19年：1件、平成20年：1件、平成21年：0件、平成22年：1件、平成23年：2件、平成24年：1件、平成25年：3件）

- (4) 個人番号カードの交付は有料か、無料でしょうか。（有料の場合の予定金額）

現在、国において無料とするか有料とするかを検討中とのことです。

## 7 個人番号の通知、通知カードの送付について

- (1) 住基コード通知の際には、世帯全員のコードが記載された圧着ハガキで世帯主宛に普通郵便で送付されたため、本人に届かないケースがありました。個人番号通知カードは、どのような方法で通知される予定でしょうか。また、本人確認はどのようにされるのでしょうか。

国が示した資料によれば、個人番号通知カードは世帯単位で封書により郵送することが想定されていますが、本人確認等の詳細については現時点では示されていません。

- (2) DV被害者、施設入所者等の「特別な事情により住民基本台帳に記載された住所に通知カードを送付することが適切でない者」をどのように判断するのか、そのようなカード送付先の情

報を機構に送信することは個人情報の提供ではありませんか。

お尋ねのような事案については、今後何らかの指針が国から示されるものと考えています。

- (3) 住民情報を不正に入手したことによるストーカー殺人等の事件が多発しています。

神奈川県逗子市の事件では、住民票の閲覧制限をしていても他の所管から漏洩していました。

今後共通番号制度により全国の広汎な機関に最新の住民情報を提供した場合、このような事件の発生につながらないのでしょうか。

今回、番号制度の導入に伴い整備される情報提供ネットワークシステムは、すべての住民情報をいずれかの機関で集約管理するものではなく、あくまでも個人情報の管理主体は自治体などの各機関にあり、法で認められた事務に必要な場合に限り、必要とする情報のみをネットワークシステムを経由して他の機関との間で送受信するものです。したがって、「広汎な機関に最新の住民情報を提供する」という状況にはそもそも該当しないものと考えます。

## 8 特定個人情報ファイルを保有する業務・システムごとに行う特定個人情報保護評価について

- (1) 第三者点検の実施体制はどのようにするのか。

(独立して作るのか、個人情報保護審議会で行うのでしょうか。)

第三者点検の方法については現在検討中ですが、特定個人情報保護委員会の定める指針等の考え方に基づいて対応する予定です。

- (2) 実施の手続き、予定についてご回答ください。

具体的なスケジュールや手順については現在検討中ですが、特定個人情報保護委員会の定める指針等に基づき、所定の時期までに間に合うよう対応します。

- (3) 情報保護評価の対象をどのように把握しますか。

1(3)でお答えした影響度調査の結果に基づき、特定個人情報保護評価の対象となる事務の把握を行います。

- (4) 番号制度開始時に、すべての対象事務についての第三者点検や住民の意見聴取を行う考えはないでしょうか。

特定個人情報保護委員会の定める指針等に基づき、第三者点検や住民の意見聴取の対象となる事務を判断します。

## 9 条例改正の予定

- (1) 条例改正を予定している事項はなんですか。

札幌市独自に個人番号の利用を行う場合、条例の制定、改正等が必要ですが、4(1)でお答えしたとおり、当面、札幌市では独自の個人番号利用の具体的な計画はありません。ただし、今後の検討状況により、条例改正が必要となる場合には対応します。

そのほか、個人情報保護条例については、特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、所要の改正が必要になると考えます。

- (2) 番号法によって改正が必要になる個人情報保護条例の条文はどれですか。

個人情報保護条例の具体的な改正内容については未定です。

- (3) (システムの外部オンライン結合を規制する条文がある場合に) その条文の改正を考えていま

すか。

個人情報保護条例の具体的な改正内容については未定です。

- (4) 住基ネットにおいて、漏洩・不正利用等の緊急時に自治体の判断で接続を停止する措置を規定した条例を制定している自治体がありますが、札幌市では、共通番号制度においてこのような規定をもうける考えはありますか。

番号制度は法定受託事務であり、情報提供ネットワークへの接続の有無を自治体の判断で行うことはできないとの解釈が国から示されています。

## 10 住民票のない人へのサービスについて

- (1) 住民サービスの対象者には、住民登録のない人、登録地とは異なる場所で実際に生活している人等もいますが、番号制度ではそのような人を把握できないのではないのでしょうか。

例示のような方々の中には、番号制度により把握ができない方がいる場合も考えられますが、現在でも、こうした方には、各制度の定めるところにより行政サービスが提供されており、そのことは番号制度の導入によって変わるものではないと考えます。

- (2) 個人番号は住民票コードをもとに変換し、個人番号カードは住民登録者に交付されます。住民登録がないと番号もカードもないことになりますが、住民登録のない人へのサービスを打ち切るのでしょうか。

個人番号や個人番号カードは、行政サービスを受けるための必須条件ではありませんので、各制度の定めるところにより行政サービスの対象となり得ることは、現在と変わるものと考えます。

- (3) 2012年7月の外国人登録制度廃止と住民基本台帳への登録によって、それまで外国人登録を受けていた人で住民登録ができなかった人は何人いますか。それらの人へのサービス提供はどう保障され、共通番号制度によってそれは変わりますか。

外国人登録者のうち、住民票に記載されなかつた方は361名いました。内訳は、在留期間が満了していた方が307名、住民登録対象外の在留資格（短期滞在等）を保有していた方が54名です。

なお、外国人で住民票に記載されていない方についても、(2)でお答えした事案と同様に、各制度の定めるところにより、行政サービスの対象となり得ることに変わりはないものと考えます。

## 11 地方自治体の責任について

- (1) 共通番号制度の運用に責任をもつのは国でしょうか、それとも地方自治体でしょうか。

番号制度そのものは法定受託事務であり、法に基づく制度全般の運用については国が責任を負うものと考えますが、地方自治体においても番号制度に関連した事務を行うことから、その範囲において相応の責任があるものと考えます。

- (2) 個人番号の付番と個人番号カードの交付は法定受託事務で、自治体が本人確認して交付することになっています。国の指示した方法により交付したカードが不正取得で被害が発生した場合、その責任は国が負うのか、札幌市が負うことになるでしょうか。

不正取得の様態、発生した被害の状況、職員の過失の有無等によって責任の所在はケースバイケースであると思われるため、個別事案に応じた判断になるものと考えます。

(3) 住基法 36 条 2 では、市町村長は住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損を防止するなど適切な管理のために必要な措置を講じなければならない、とされています。共通番号制度で提供される住民情報について、提供先での漏洩や不正利用等の防止のためにどのような措置を考えていますか。

7(3)でお答えしたとおり、番号制度では、法で認められた事務の処理のため必要な情報のみを、ネットワークシステムを通じて提供先に送信するものであり、提供先ではその情報を自らのシステムに取り込むなどして、事務処理に利用します。

このため、提供後の漏えいや不正利用等の防止のための対策については、提供先の機関の責任において行うことになるものと考えます。

(4) 情報提供依頼をうけた際、住民情報を提供するか否かの判断に自治体は関与できるでしょうか。また住民票の閲覧制限のある人の情報も提供せざるをえないのでしょうか。

情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める能够性は、法に定められた事務に限定され、同システムを通じた提供の求めがあった場合、照会を受けた自治体は、情報提供する法律上の義務を負うとの解釈が国から示されています。したがって、住民情報を提供するか否かの判断に自治体が関与することはできないと考えます。